北川村立北川小中学校校 長 山﨑 美砂

令和3年度北川中学校部活動について

春寒の候、保護者の皆様にはご清祥にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。日頃は、本校教育活動に、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先だって中学校部活動についてのニーズ調査をいたしましたところ、お忙しい中ご協力をいただきましてありがとうございました。保護者の皆様からいただいた回答は、北川保小中学校運営協議会とPTA役員会に報告し、ご意見をいただきました。その結果、近隣町村への部活動の参加を認めることの他、学校の部活動に準ずるものとして外部スポーツ団体への所属を部活動とみなすことや全校部活動制を維持していく方向で意見がとりまとめられました。

その後、来年度、中芸近隣町村での部活動を希望されていたご家庭には、教育委員会より合同部活動の具体的な内容について説明を行うとともに、改めて本人の希望を確認いたしました。結果、現在本校で開設している部活動に所属したいとの意思が示され、来年度については近隣町村の部活動に参加する生徒はいませんでした。

つきましては、皆様からのご回答とご意見を参考に、来年度の本校部活動について下記のとおり決定したことをお知らせいたしますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、ニーズ調査の結果については、資料として別紙にまとめていますのでご覧ください。また、次年度3学期には、6年生児童を対象に、部活動についての希望調査を行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

記

- (1) 本校は、全校部活動制とする。
- (2) 本校では、卓球部(男子)・バレーボール部(女子)・総合文化部(男女)を開設する。
- (3) 本校生徒は、学校のいずれかの部活動(卓球部、バレーボール部、総合文化部)に所属する。 但し、希望があれば、外部スポーツ団体(学校の部活動に準ずるもの)への所属を認める。よって、本校生徒は、本校部活動または外部スポーツ団体のどちらかに所属することができる。
 - *学校の部活動に準ずるものについて
 - ①年間を通して週4~5日程度の練習日が設けられている。
 - ②県大会に相当する大会への出場の実績または該当年度に参加予定をしている。
- (4) 本人の希望により、外部スポーツ団体と学校の部活動(卓球部、バレーボール部、総合文化部のいずれか)の両立は認める。その場合、外部スポーツ団体の練習日以外の日は、休養日を考慮しながら、学校の部活動に参加できることとする。
- (5) 外部スポーツ団体での活動をやめた場合は、全校部活動制に則り、本校の部活動に所属するものとする。
- (6) 部活動の在籍期間は、3年とする。
- (7) やむを得ない事情で転部の必要があると考えられる生徒に関しては、顧問と生徒・保護者が話し合い、職員会等所定の手続きをとって転部することができる。